

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の見直し(案)」に対する 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

現在、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の見直しにあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように一部要約するとともに、同じ内容の趣旨の意見については、まとめて回答しています。また、今回提出いただいた意見のうち、今後の活用検討にかかる意見につきましても、現時点での市の考え方を公表します。

(1) 意見募集期間 平成24年2月22日(水)～平成24年3月21日(水)

(2) 提出方法別の提出人数と意見の件数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
電子メール	2	4
直接持参	0	0
郵便	0	0
F A X	1	2
合計	3	6

(3) 意見の概要と市の考え方

	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
1	第2条(定義にかかる意見)	<p>(1)現実に「働き、学び」に当たる人で協議会に参画する人は少ない。一方、協議会でもその人達を掌握することは難しい。</p> <p>(2)八尾市に住み、八尾市で働く人で協議会が複数対応の場合は複数で参画できるのか。できても難しいのではないか。</p> <p>以上から、校区まちづくり協議会の運営に問題が生じると思える。もちろん、権利は保障する必要があるが、これでは協議会の運営に妨げにならないか。</p>	<p>第2条は、条例全般に関わる「市民」や「市」、「参画」という用語の意義を定めるものであり、ご提案頂きました内容につきましては、第10条の2で規定しております校区まちづくり協議会のしくみに関するご意見であると思われます。</p> <p>校区まちづくり協議会では、時間的な制約や立場的な違いがあっても、できることを・できる人が・できる時に行うという姿勢で、地域に関わりのある市民の意見をできる限り反映できるしくみづくりや開かれた運営をして頂くことを期待しています。</p>
2	第6条(情報の共有にかかる意見)	<p>情報提供で格差が現に存在する市民を意識した行政サービスを行うことを明文化しておくことが重要だと考え、第6条3項に『日常生活で情報格差を受けることの多い聴覚障がい者、視覚障がい者、日本語理解が不十分な外国籍市民に配慮した行政サービスを行うものとする。』との文章を加えていただけないか。</p>	<p>第2条におきまして、市民は人種や民族、障がいのあること等による差別を受けないと定義しており、また、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」におきましても、人権尊重の視点を踏まえて施策を実施することと規定されているところです。</p> <p>第6条(情報の共有)では、市民の知る権利を尊重することと規定しておりますが、今後とも、情報を得る側の多様な市民の存在を意識しながら、提供体制の整備に努めてまいります。</p>
3	第9条(説明責任にかかる意見)	<p>第9条の3に『市はモデル的な事業において、特定の関係者を公募で事業計画立案スタッフとして参画させ、市民ニーズの把握と手法開発に努めるものとする』を追記していただきたい。</p>	<p>ご指摘頂きましたご意見につきましては、第8条(市の責務)において、市民の参画と市民ニーズの把握を規定しています。</p> <p>なお、第9条(説明責任)の観点から、事業の趣旨・目的を市民に分かりやすく説明するよう努めていきたいと考えております。</p>
4	第10条の2 第3項(校区まちづくり協議会にかかる意見)	<p>校区まちづくり協議会設立準備会が設立されていますが、地域によっては、情報伝達が不足しているように感じる。市民と情報を共有すべく、協議会の責務として、必要事項を明記する必要がある。</p> <p>第3項の最後に「地域のまちづくりを行うものとし、役員を選出及び事業の内容はもとより、事後評価決算内容の情報は市民と共有するものとする」と具体的に明記してはどうか。</p>	<p>設立準備会の段階における情報伝達につきましては、地域により手法の違いがあることは認識しております。今後、本条例に基づき設置された校区まちづくり協議会では、条例の趣旨に基づき民主的かつ市民に開かれた運用をして頂きます。</p> <p>なお、ご意見を頂きました校区まちづくり協議会の責務等につきましては、第10条の2第2項に基づき「協議会の設置にあたり必要な事項」として別に定め、適正な運営をして頂くことを想定しています。</p>

5	第12条(市民意見提出制度にかかる意見)	<p>第12条について、「要望があれば案の説明会も開催する。」と追記していただきたい。</p> <p>公表手法について、文章で意見を募ることもいいが、口頭での説明の方がわかりやすい。また、出された市民意見のまとめ方や回答の範囲、スタイルなどがかなり「固定した表現(決まりきった行政回答)」になっており、市議会や行政のトップに対し、『制度を通じて市民のご意見は聞きました』との『アリバイ』作りになっていないか。最初案の結論は変えないような状態が続くことを危惧する。形式的になって、前文の「協働」の精神が薄れていくのではないか。</p>	<p>公表手法については、広くご意見を募ることができるように、市ホームページや出張所等における閲覧等により、夜間や場所等の制約に配慮できるようにしています。なお、第12条(市民意見提出制度)の運用面に関するご提案をいただいておりますが、第9条(説明責任)で規定しているように、これまでも、案件内容の詳細や疑問点についてのご質問があった場合には、口頭による説明責任を果たすこととしております。</p> <p>また、頂いた市民意見については、結論ありきではなく、修正の有無を検討したうえで、市の考え方としてお示しております。</p> <p>ご指摘いただいた内容を踏まえ、今後とも、より市民に分かりやすく、参画と協働のまちづくりが進むような制度運用を行ってまいります。</p>
6	第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障にかかる意見)	<p>「参加の機会を保障するよう、関係者と相談しつつ、手法の開発に努めなければならない」と明文化していただきたい。</p> <p>子どもたちは、仕組みを含め制度を知らない状態に置かれ続けています。教育委員会や学校関係者、PTA、子育てサークルなどが意識して、計画に関与することを、プランや実施を担う担当部署に訴え、参画手法を一つ一つ工夫していく時の根拠になるのが、この15条ではないかと思えます。ここでは「関係者」がたくさん居ること。手法は市民も行政も考え「開発していく」ことの大切さを訴えたい。</p>	<p>ご提案の趣旨は、第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)の条文の中に既に盛り込まれている内容と考えています。</p> <p>しかし、まだまだ子ども達がまちづくりへ参加する機会が少ない現状があるため、市としても、引き続き様々な機会をとらえ、子ども達がまちづくりへ参加する機会の創出を図っていくよう努めてまいります。</p>